

水産工事 検査指摘事項例

1 書類検査指摘事項 ※工事全般の記載事項を除く

(1) 施工体制関係

- 施工環境監理者の資格証（水産工学技士等）又は経歴書（水産土木工事 10 年以上等）を添付すること

(2) 施工計画書関係

- 施工環境監理者を現場組織表に記載すること
- 水産関係工事共通仕様書・施工管理基準（水産漁港課）の施工方法・管理に基づくこと
- 承諾を得た魚礁メーカーの施工要領を添付すること
- 魚礁の種類ごとに施工方法（Co 打設、締固め、養生、脱型、転置等）を記載すること
- 魚礁の種類ごとに運搬方法（積み込み、積み重ね）を記載すること
- 魚礁の沈設方法等（位置、沈設方法、順序、時期）の計画を記載すること
- 魚礁製作・組立の足場の設置方法を記載すること
- 魚礁沈設（音探）の測定密度・許容範囲を協議し計画書に反映すること

(3) 施工管理（出来形・品質）関係

- 県のコンクリート打設報告書を作成すること
- 出来形管理は水産関係工事施工管理基準の出来形管理様式を使用すること
- 品質管理は水産関係工事施工管理基準に基づき行うこと（他基準と異なる）
- 溶接や沈設工の品質管理資料を整理すること
- 音響探測器等の測定機器の検定資料を添付すること

(4) 写真管理関係

- 水産関係工事施工管理基準の写真管理基準に基づき行うこと（施工計画書に要記載）

(5) 材料関係

- 石材や鋼材の規格等が分かる資料を整理すること
- 共通仕様書に基づき鋼製魚礁の部材に部材名、製作年度、工場名等を表示すること

(6) 安全管理関係

- 潜水設備や監視船等の点検記録を整備すること

(7) 産廃・再生資源関係

(8) その他全般

- 施工環境監理者の業務実績を整理して報告すること

2 現地検査指摘事項

- 複雑な魚礁形状のため気泡が多く、コンクリート締固めを工夫すること（型枠パイプ等）
- コンクリートの気泡や豆板を補修すること
- コンクリート養生において遮熱や散水を適切に行うこと
- かごの中詰石の不足箇所を補充すること
- 魚礁を施工、転置する施工ヤードをも平らに整地すること
- 仮設足場は、法令基準を満足する構造で設置すること（床材の隙間、幅木設置等）
- 閉所時は製作ヤード入口を封鎖し安全管理すること
- 工事概要や緊急連絡網等の掲示物を製作ヤードの外側に向けて設置すること